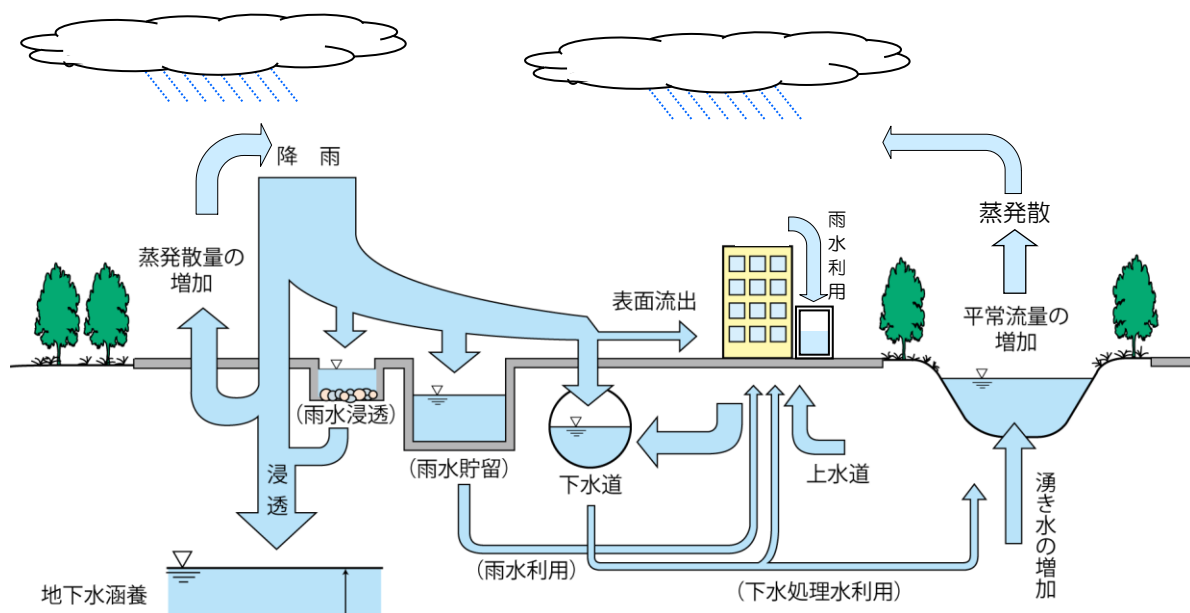


あまみず
雨水の利用の推進に関する
ガイドライン



出典：（公社）雨水貯留浸透技術協会

平成28年7月

（令和7年3月（改訂版））

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

はじめに	1
1. 雨水の利用の推進の基本的な考え方.....	3
1.1 雨水の利用の推進の意義	3
1.2 雨水の利用の推進に関する基本方針	4
1.3 雨水の利用の目標	5
1.4 既存の計画との関係.....	5
2. 都道府県方針、市町村計画の内容	7
2.1 都道府県方針、市町村計画の位置付け	7
2.2 都道府県方針、市町村計画において定める内容.....	8
2.3 方針・計画の公表	12
2.4 方針・計画の見直し.....	13
3. 策定手順と策定手法.....	14
3.1 策定体制の構築.....	14
3.2 基本的な進め方	17
4. 国への相談等	38
おわりに	39
（別紙１）雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）	40
（別紙２）雨水の利用の推進に関する基本方針	43
（別紙３）国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用 のための施設の設置に関する目標	48

はじめに

- 近年、流域の社会構造の急激な変化や地球規模の気候変動により、水循環に様々な影響が生じており、今後、弊害を引き起こす懸念があります。このため、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものとして、雨水の利用を推進することが、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号。以下「雨水法」という。）で位置付けられました。
- 本ガイドラインは、地方公共団体において、雨水法に基づく都道府県方針又は市町村計画が策定され、また、それぞれの地域の自然的社会的条件に応じて雨水の利用の推進が円滑に図られるよう、地方公共団体等における実務担当者のための手引きとして作成されたもので、雨水の利用の推進に関する基本方針（平成 27 年国土交通省告示第 311 号。以下「基本方針」という。）等に即して、取組を進めていただくことを想定しています。
- 水資源の循環の適正化へ向けた取組は、地域によって異なる水循環の課題に応じて、すでに多くの地方公共団体等において始まっており、雨水の利用も、その一環として推進されています。
- 健全な水循環の維持又は回復に向けた総合的な取組の一環として、本ガイドラインが有効に活用され、雨水の利用を推進されることを期待しています。

(本ガイドライン策定の経緯)

※平成 26 年 5 月 1 日に、雨水法が施行されました。雨水法により、雨水の利用の推進に関し、国や地方公共団体等の責務が明らかにされ、基本方針等の策定、雨水利用のための施設の設置に関する目標の設定、公表、普及啓発等について、規定されました。

※平成 27 年 3 月 10 日に、雨水法に基づき、国土交通大臣により基本方針が定められました。

※国及び独立行政法人等は、基本方針に基づき、自ら雨水の利用を推進します。また、その取組が全国の地方公共団体や民間事業者等へ波及されることが期待されています。

※地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、実施するよう努める責務があります。また、基本方針に即して都道府県方針又は市町村計画を定めることができ、定めたとき、又はこれを変更したときは、公表に努めるものとしています。

※雨水法において、国及び独立行政法人等はその建築物を整備する場合において自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めることとされています。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国の目標に準じて、自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、公表に努めるものとしています。国及び独立行政法人等の目標は、平成 27 年 3 月 10 日に閣議決定され、国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置することとされました。

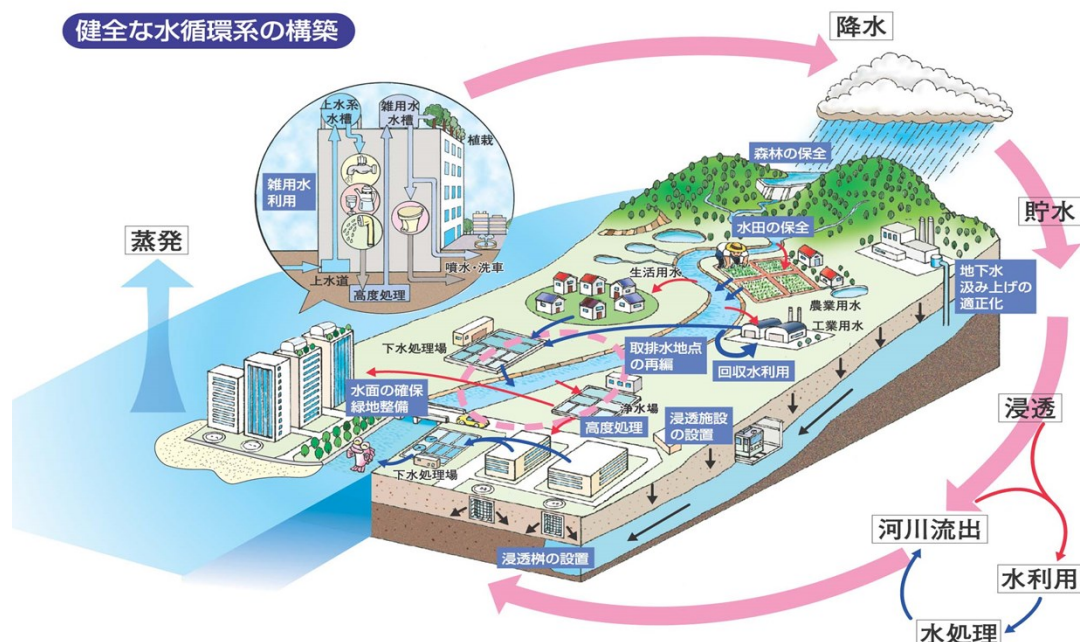
※雨水の利用の推進を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者等を含めて、雨水の利用のための施設の一層の普及促進を図っていくことが重要です。

※このため、地方公共団体において、雨水法に基づく都道府県方針又は市町村計画が策定され、また、それぞれの地域の自然的社会的条件に応じて雨水の利用の推進が円滑に図られるよう、地方公共団体等における実務担当者のための手引きとして、本ガイドラインを作成しました。

1. 雨水の利用の推進の基本的な考え方

1.1 雨水の利用の推進の意義

- 我が国は、高度経済成長期を通して、都市への人口の集中と産業活動の集積、農業形態の近代化等が進み、国民の生活も高度化が進んできました。
一方、この過程で、降雨の流出及び水利用の形態の変化、水質の悪化等、水循環に関する様々な弊害が生じました。
それに加え、近年の地球規模での気候変動により、我が国においても、集中豪雨の多発化や、少雨化の傾向が見られます。
- このような人為的な活動及び地球規模の気候変動による水循環の変化は、現代社会の持続可能な発展を根底から揺るがす懸念もあるため、健全な水循環の維持又は回復のための取組を総合的かつ一体的に推進する必要があります。
- 雨水の利用は、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組の一環として推進され、国、地方公共団体、事業者、国民等が、それぞれの適切な役割分担のもと、効果的な取組を行うことが期待されています。



出典：内閣官房水循環政策本部事務局

1.2 雨水の利用の推進に関する基本方針

- 雨水法第7条の規定に基づき、雨水の利用の推進を図るため、国土交通大臣により、以下の事項の基本方針が定められています。（基本方針の詳細については、別紙2（43頁）、目標の詳細については、別紙3（48頁）を参照。）

【基本方針で定められている事項】

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 第1 | 雨水の利用の推進の意義に関する事項 |
| 第2 | 雨水の利用の方法に関する基本的な事項 |
| 1 | 雨水の利用の用途 |
| 2 | 雨水の利用のための施設 |
| (1) | 集水施設 |
| (2) | 貯留施設 |
| (3) | 処理施設 |
| (4) | 給水施設 |
| (5) | その他 |
| 第3 | 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項 |
| 1 | 健康への悪影響の防止に配慮すべき事項 |
| (1) | 雨水の水質管理のあり方 |
| (2) | 衛生的環境への配慮 |
| 2 | その他雨水の利用に際し配慮すべき事項 |
| (1) | 雨水の利用のための施設の維持管理 |
| (2) | 屋外緑化等への配慮 |
| 第4 | 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項 |
| 1 | 国及び独立行政法人等における自らの雨水の利用の推進 |
| (1) | 建築物等における雨水の利用のための施設の設置に関する考え方 |
| (2) | 建築物を新たに建設する場合における雨水の利用のための施設の設置 |
| (3) | その他建築物における雨水の利用のための施設の設置 |
| 2 | 地方公共団体等における雨水の利用の推進 |
| 3 | 雨水の利用を推進するための国の支援等 |
| (1) | 雨水の利用のための施設の設置に対する支援等 |
| (2) | 調査研究の推進等及び技術者等の育成 |
| (3) | 普及啓発 |
| 第5 | その他雨水の利用の推進に関する重要事項 |
| 1 | 雨水の利用の推進のための体制 |
| 2 | 目標の達成状況の整理及び公表等 |
| 3 | 基本方針の見直し |

- 基本方針に基づいて、国及び独立行政法人等は、自らの雨水の利用を推進しています。地方公共団体等は、基本方針を参考として、雨水の利用の推進に努め、事業者及び民間事業者は、同じく基本方針を参考として、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力することが期待されています。
- 基本方針は、都道府県が都道府県方針を定め、また、市町村が市町村計画を定める際に参考とすべき、標準的な指針としての役割も担っています。
- 雨水法の規定に基づき、都道府県及び市町村が、都道府県方針又は市町村計画を定めた際には、公表するよう努めるものとされています。

1.3 雨水の利用の目標

- 雨水法第 10 条の規定に基づき、「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標」（平成 27 年 3 月 10 日閣議決定）が定められています。

【目標の概要】

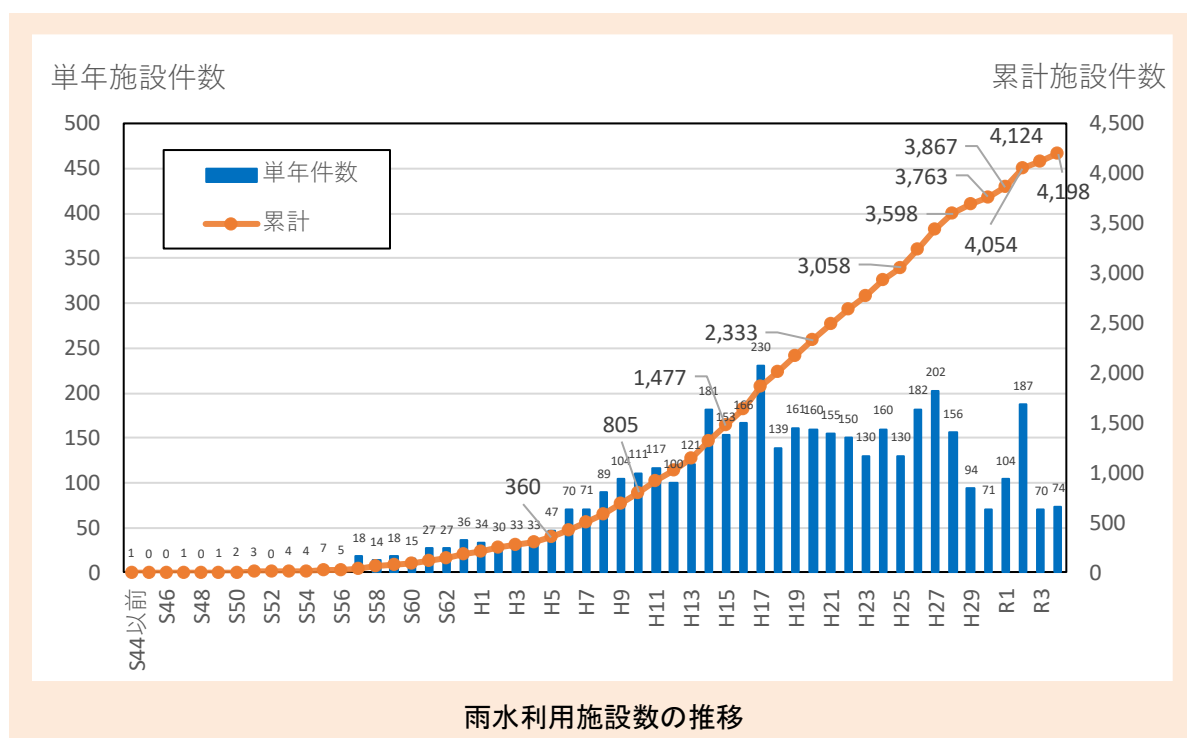
国及び独立行政法人等は、最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する新築建築物については、原則として、雨水利用施設を設置する。

- 雨水法第 11 条の規定に基づき、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、公表するよう努めるものとされています。

1.4 既存の計画との関係

- 雨水の利用の推進に当たっては、地域の自然的社会的条件に応じた目的と計画のもと、行政（国、地方公共団体）、事業者及び住民等が連携し、雨水利用施設の計画的な設置等を図っていくことが重要です。
- このため、既に、その取組が行われている地方公共団体にあつては、これまでの取組の点検・評価を行い、目標の設定及び施策の強化・見直し等について検討することが望まれます。

- なお、既存の雨水の利用の推進に関する計画等が、雨水法や基本方針に即した内容である場合には、これを都道府県方針又は市町村計画（以下、当該項目内では「方針等」とみなして、その旨を公表することも可能です。
- 国は、上記の方針等又はその他雨水の利用の推進に関する方針や計画について、雨水法や基本方針等に即した内容であるかどうかを確認し、必要に応じ助言を行います。



出典：国土交通省

【参考】雨水利用の普及状況

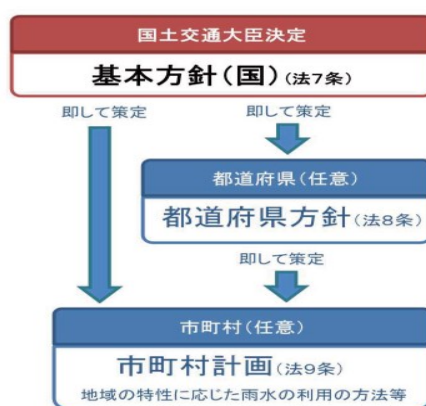
国土交通省ホームページでは、全国の雨水利用施設数、雨水利用状況等の最新データを参照することができます。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tkl_000055.html

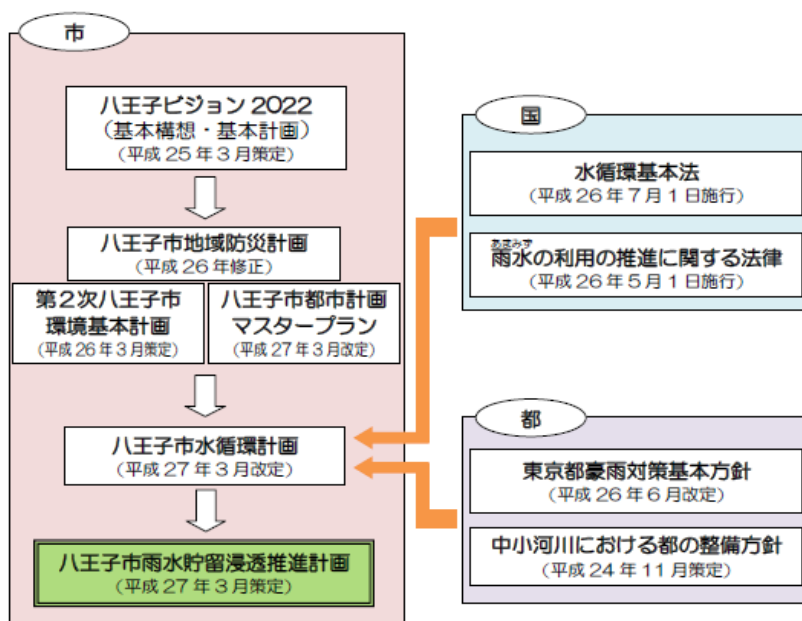
2. 都道府県方針、市町村計画の内容

2.1 都道府県方針、市町村計画の位置付け

- 都道府県方針は、都道府県が、基本方針に即して定める、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針です。
- 市町村計画は、市町村が、基本方針（都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針）に即して定める、当該市町村の区域内における「雨水の利用の推進に関する計画」です。



- 雨水の利用の推進に関する方針や計画が、他の計画等の一部として定められている場合には、関連する計画や法律との整合を図った上で、都道府県方針又は市町村計画として定めるのが有効です。



《八王子市の「市町村計画」の例》

出典：八王子市雨水貯留浸透推進計画（平成27年3月）

2.2 都道府県方針、市町村計画において定める内容

(1) 都道府県方針

- 都道府県方針において定める事項は、おおむね以下のとおりです。(雨水法第8条第2項)

- ① 当該都道府県の区域の自然的社会的条件に応じた「雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに異なる場合にあっては、当該地域ごとの方法）に関する基本的な事項」
 - ② 当該都道府県の区域内における「雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項」
 - ③ その他当該都道府県の区域内における「雨水の利用の推進に関する重要事項」

- 都道府県内でも、地域ごとの地形条件、経済活動、生活様式等の違いから、雨水利用の目的や利用の方法が異なることが想定されます。その場合には、地域を区分して、当該地域ごとの方法を定めます。

- 「雨水の利用の方法に関する基本的な事項」は、以下のような内容を記載します。

- ・ 雨水の利用の目的（例えば、緊急時の代替水源、雨水の流出抑制、水資源の有効利用、地下水涵養等）
 - ・ 雨水の利用の用途（例えば、雨水浸透の促進、施設のトイレ用水等）
 - ・ 雨水の利用のための施設（設置を計画する雨水利用施設の概要と水質、維持管理等の留意事項）

- 「雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項」は、以下のような内容を記載します。

- ・ 雨水の利用のための施設の設置に関する基本的な考え方（施設の設置条件、コストや地域性の配慮、推進の方針等）
 - ・ 雨水利用施設の設置目標（計画期間、設置目標、設置主体〔行政・民間事業者・住民〕）
 - ・ 目標の達成に向けた取組（条例や要綱等による雨水利用の推進、助成制度の創設・対象の拡大、普及啓発の取組等）

○ 「雨水の利用の推進に関する重要事項」は、以下のような内容を記載します。

- ・ 雨水の利用を計画的、効果的に推進していくための体制（例えば、推進会議等）
- ・ 都道府県方針のモニタリング、効果の検証、見直しの方法等

（２）市町村計画

○ 市町村計画は、おおむね次の事項を定めます。（雨水法第９条第２項）

- ① 当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた「雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに異なる場合にあっては、当該地域ごとの方法）」
- ② 当該市町村の区域内における「雨水の利用の計画的な推進に関する施策の実施に係る事項」
- ③ その他当該市町村の区域内における「雨水の利用の計画的な推進に関する重要事項」

○ 市町村計画は、基本方針（都道府県方針が策定されている時は、基本方針及び都道府県方針）に定める基本的な事項等に即して、地域の特性を踏まえた具体的な雨水利用の方法、計画的な推進施策について定めます。

なお、記載の内容については、前述の都道府県方針を参考としてください。

【留意点】

○ 流域水循環計画に基づく広域的な取組の中で、雨水の利用の推進を位置付ける場合、市町村計画の策定主体となる市町村は、当該流域水循環計画等において関係する他の地方公共団体と十分に連携・協力しながら内容を定める必要があります。

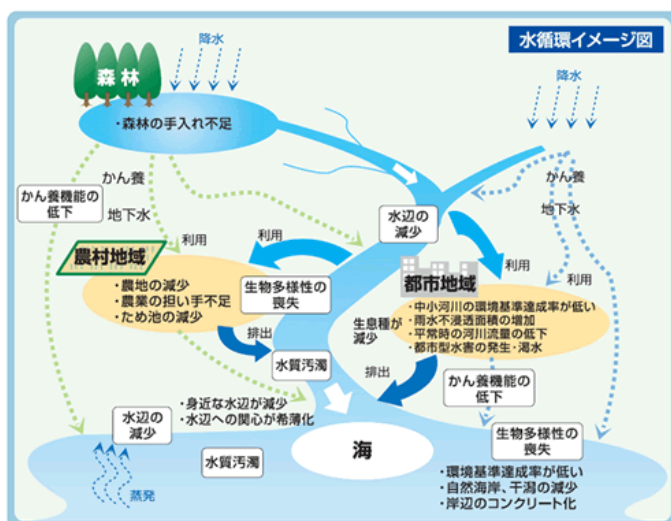
○ なお、都道府県方針又は市町村計画は、複数の都道府県又は市町村が共同して策定することも可能です。

○ また、雨水の利用を計画的に推進するためには、雨水利用施設の設置目標（計画期間、設置目標、設置主体）を定めて、都道府県方針又は市町村計画に記載することが重要です。

○ 都道府県方針及び市町村計画の詳細な策定方法については、「３．策定手順と策定手法」で解説します。

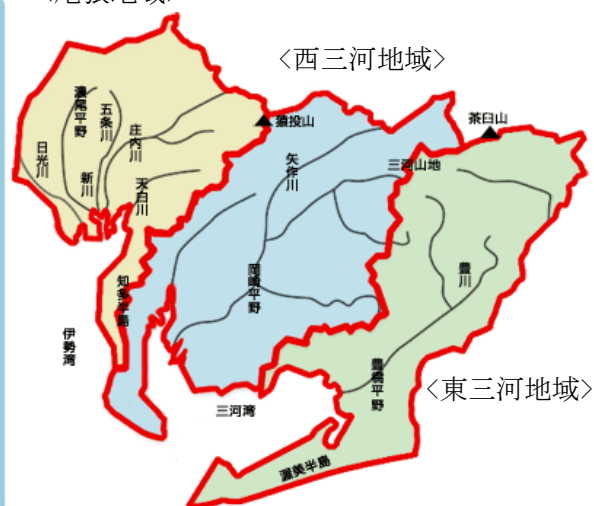
【参考】「あいち水循環再生基本構想」における取組事例

あいち水循環再生基本構想では、川や海などの水質や水量、生態系、水辺の状況やそこにある課題は、地形等の条件や県民生活、経済活動などにより、それぞれの地域で異なることから、水循環再生の取組は、地域ごとに行うことが効果的・効率的であるとの考え方にに基づき、尾張地域、西三河地域、東三河地域を単位として取り組んでいます。



《水循環の課題》

＜尾張地域＞



《取組の地域区分》

[尾張地域の取組例]

＜取組の視点＞

都市・産業用水を支える水源の森の保全を行うとともに、里地里山を含む都市域における保水・涵養機能の向上、親水性のある水辺の整備、ウォーターフロントの開発などのまちづくりや豊かな海づくりを通じて、人と水とのふれあいを創造します。

＜水が感じられるまちづくりプログラム＞

都市部における親水性に富んだ水辺の整備や透水性舗装等による保水・涵養機能の向上

- ・多自然型川づくり等による生態系の保全や水辺景観の保全
- ・親水性のある身近な水辺の整備の推進
- ・湧水や地下水によるせせらぎなど環境用水への適正な利用の推進
- ・学校や事業場におけるビオトープ整備の推進
- ・雨水貯留浸透施設整備の推進

注) 尾張地域は、主に下記の4つのプログラムに取り組んでいます。

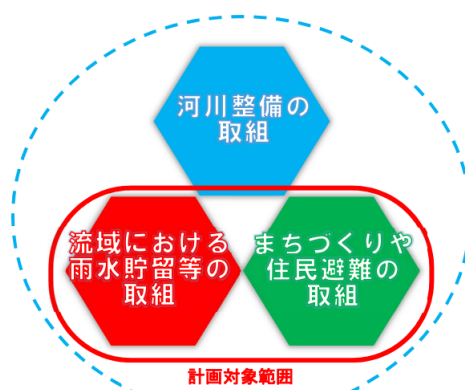
- ① 木曽三川広域連携プログラム
- ② 里地里山の適切な保全活用プログラム
- ③ 水が感じられるまちづくりプログラム
- ④ 伊勢湾活性化プログラム

出典：愛知県ホームページより作成

【参考】「長野県流域治水推進計画」

長野県では、「流域治水」の取組を推進するため、「長野県流域治水推進計画」を策定しています。本計画では、対象を明確にするため、「流域治水」の3つの柱のうちの「河川整備の取組」を除く「流域における雨水貯留等の取組」及び「まちづくりや住民避難の取組」に対象が絞られています。

「流域における雨水貯留等の取組」の中で、① 公共施設における雨水貯留浸透施設設置、② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度を掲げており、それぞれ目標年度と数値目標が設定されています。



流域治水では、「3本の柱」を中心に
流域全体が一体となった治水対策を推進します

「長野県流域治水推進計画」の対象範囲

① 公共施設における雨水貯留浸透施設設置

【数値目標】

項目	目標（2025年度）
県有施設における雨水貯留浸透施設設置	20 施設
県有施設における雨水貯留タンク設置	439 基
市町村の所有する施設での雨水貯留浸透施設の設置	77 市町村

② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度

【数値目標】

項目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
市町村における各戸貯留施設 設置費補助制度	9 市町村	21 市町村以上

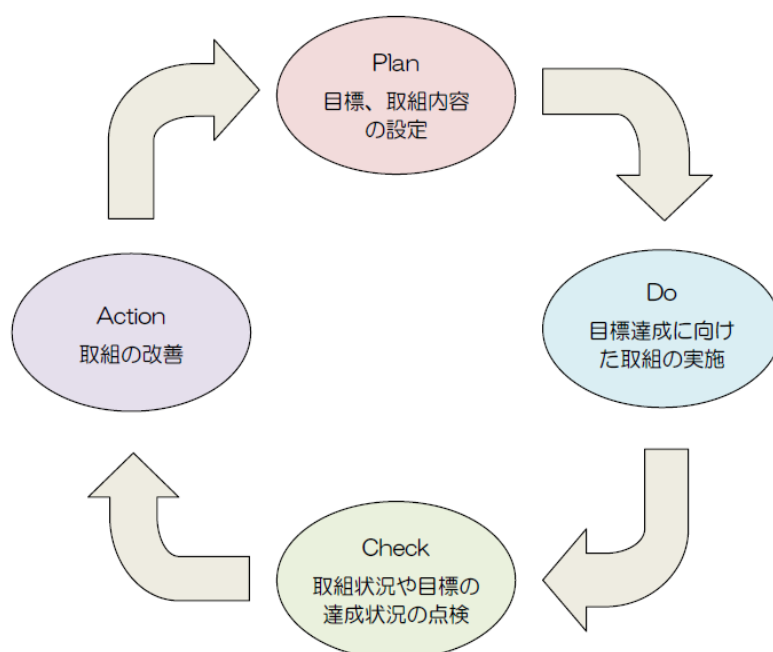
出典：長野県「長野県流域治水推進計画」（令和3年2月）

2.3 方針・計画の公表

- 雨水法に基づき、都道府県方針、市町村計画を定めた場合及び雨水利用施設の設置に関する目標を定めた場合は、これを公表するよう努めることとされています。
- これは、行政、事業者、住民等がそれぞれの役割のもとに、連携した取組を推進することが重要であるためです。なお、地域の自然的社会的条件等を踏まえ、各主体の取組の全てを盛り込むことが必ずしも適当でない場合には、その旨の公表を行うことも可能です。
- 地方独立行政法人の自らの雨水利用のための施設の設置に関する設置目標については、地方独立行政法人が自ら定め公表することも、都道府県方針や市町村計画等の中に定め公表することも、いずれも可能です。
- また、既に雨水利用の推進に取り組んでいる地方公共団体において、都道府県方針や市町村計画等において定めるべき内容と同様の内容を定めた条例や要綱等が既に存在する場合には、これを都道府県方針、市町村計画とみなして、その旨の公表を行うことも可能です。

2.4 方針・計画の見直し

- 都道府県方針又は市町村計画については、その取組の状況や効果を定期的に把握、検証し、この検証結果と併せ、社会情勢の変化、技術革新の推移等を踏まえて取組の見直しを行うなど、PDCA サイクルによる推進が重要です。
- 検証に当たっては、雨水の利用の効果を客観的に把握するための指標を導入し、評価をしていくことも有効と考えられます。



《PDCA サイクルの概念図》

3. 策定手順と策定手法

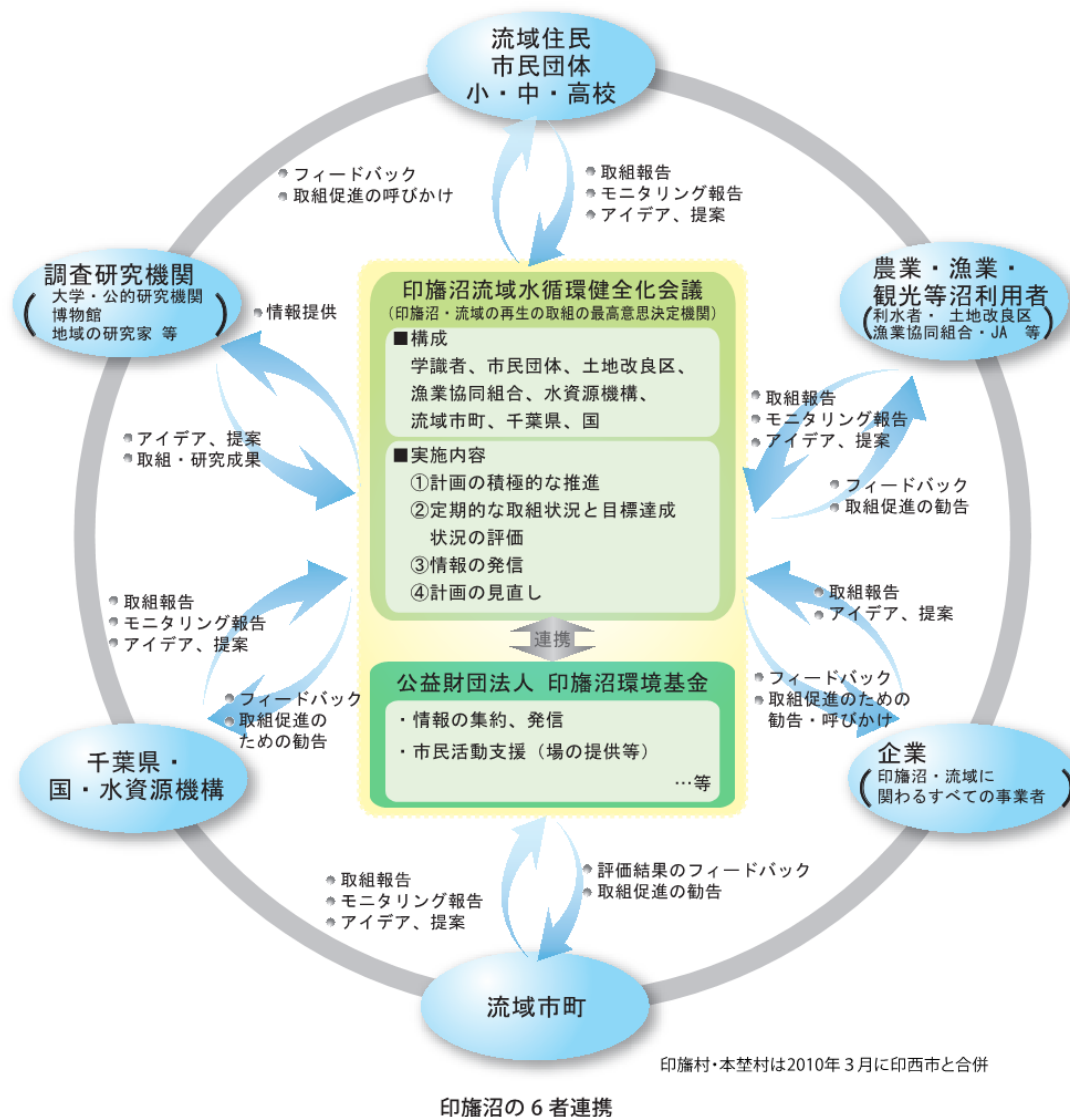
3.1 策定体制の構築

(1) 地方公共団体内の体制の構築

- 都道府県方針、市町村計画の策定に当たっては、当該地方公共団体の組織内の複数部局の所掌にまたがることが想定されます。
- このため、まず、部局横断的に十分な調整を図りながら取組を推進していくことの重要性を認識した上で、当該地方公共団体の組織内において、雨水の利用の推進に関する総合調整・取りまとめ等を担う部局を決める必要があります。
- 次いで、雨水利用の目的や利用方法を念頭におき、関係する部局（例えば、雨水貯留管の雨水を公園の散水に利用するとした場合は、当該雨水貯留管を管理している下水道部局及び公園を管理している都市部局。学校に雨水貯留施設を設置するとした場合は、教育委員会と営繕部局等）を、雨水利用の推進を担う関係部局として定め、それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築します。
- そのためには、地域における雨水利用の推進の必要性・重要性や、国等における雨水の利用の推進に係る動き等について、庁内職員の十分な認識、理解を得るよう努めることも必要です。
- なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、方針・計画の策定過程（とりわけ雨水利用の目的や利用のシナリオの検討段階）で必要となる部局を改めて検討し、適宜補うなど柔軟に考える必要があります。

【参考】印旛沼流域水循環健全化会議

千葉県では、印旛沼の水質を改善し、流域の自然環境を再生していくため、印旛沼の関係者（住民、学識者、水利用団体、行政）により構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」を立ち上げ、2010年に「印旛沼流域水循環健全化計画」を策定しました。「印旛沼流域水循環健全化計画」では、印旛沼流域水循環健全化会議を中心に、住民や市民団体、企業、水利用者、行政等関係する6者が連携して計画を推進することとされています。



出典：千葉県「印旛沼流域水循環健全化計画」（令和4年3月 第2次改定版）

（2）住民の参加と専門家の知見の活用

- 住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、方針・計画の検討に反映させる観点から、重要となります。また、雨水の利用を地域に根付かせるためには、行政のみならず、地域住民自らが地域の課題を掘り起こし、主体的

に解決策を考え、行動することが重要となるため、策定段階を通じて、地域住民の参加を得て検討を進めることも有効です。

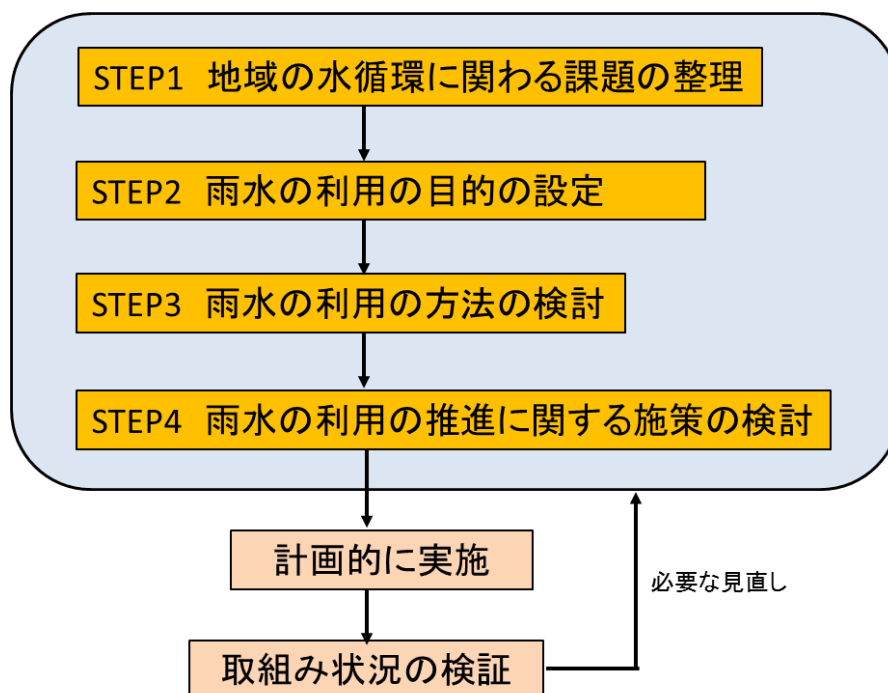
- また、専門家等の知見を活用することにより、客観性の確保に努めることも重要です。
- このため、住民の代表や専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、意見を聞きながら方針・計画の検討を行うことが考えられます。
- 住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への参加のほかに、
 - ①町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、水に係る地域の課題等に関する意見を把握する
 - ②地域住民と行政が合同で現地調査（ワークショップ）を開催する。
 - ③住民や自治会等にアンケートを実施する等が考えられます。

【参考】雨水利用に関するネットワークの活用

- ・ 雨水を活かし循環する社会の実現を目指し活動している全国各地の市民、企業、行政、学会等により構成される「雨水ネットワーク会議（現：雨水ネットワーク）」（<http://www.rain-net.jp>）が平成 20 年 8 月に設立されています。
- ・ 雨水ネットワークは、雨水の利用に関する情報交換と交流活動のためのプラットフォームの役割を担っており、日本各地でセミナー・シンポジウムの開催や専門家による雨水利用に関する相談対応などの活動を実施しています。
- ・ このネットワークを活用することにより、雨水利用の実績、雨水利用の技術、雨の性質・水質、地方公共団体による助成金等、参考となる情報を取得することができます。

3.2 基本的な進め方

- 雨水の利用を総合的・計画的に推進する上での基本的な流れについて、以下に示します。
- このうち、都道府県方針、市町村計画の策定については、以下の STEP1～STEP4 のプロセスを参考にしてください。



【STEP1】 地域の水循環に関わる課題の整理

(1) 水循環に関する状況把握

- 雨水の利用の推進は、緊急時の代替水源の確保、雨水の集中的な流出の抑制や地下水涵養の促進、水資源の有効利用など、地域の水循環に関わる課題の対応策として効果が期待できます。このため、まず地域の水循環の状態を把握し、水循環の課題に関する要因の分析を行います。
- 水循環の現状を把握するに当たっては、水文・気象情報、水理地質等の自然特性に関する情報をできるだけ時系列で収集するとともに、必要に応じて、土地利用や水利用の動向、上下水道や河川等の整備状況、地域の水文化等の社会特性に関する情報についても収集します。その際、森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関わる行政部局や、関連する企業、NPO 等から広く収集し、流域水循環協議会を構成する関係者等でその情報を共有します。
- また、地域における水循環の将来像を検討する際には、人口、産業等に関する将来フレーム等についても情報を収集します。

収集する情報及び入手先の例(1)

情報項目		情報の入手先等
自然特性	水文・気象情報	・アメダスデータ（気象庁） http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php ・水文・水質データベース（国土交通省） http://www1.river.go.jp/ ・雨量年表（日本河川協会） ・地方公共団体のデータ
		・気温（年平均、月平均）
		・河川（最大流量、豊水流量、平均流量、渇水流量）
		・環境数値データベース（国立環境研究所） http://www.nies.go.jp/igreen/ ・水文・水質データベース（国土交通省） http://www1.river.go.jp/ ・水環境総合情報サイト（環境省） https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/ ・地方公共団体のデータ
		・地下水の水質（硝酸性窒素、テトラクロロエチレン等、詳細は参考資料 p 参-32）
		・浸水・渇水等による被害の記録
		・水資源賦存量
	水理地質特性	・年間水収支 等
		・地下水マップ（水基本調査）（国土交通省） https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/w_national_map_cw.html ・地下水ブックガイド（日本地下水学会、WEB 公開） http://www.iagh.jp/ip/g/activities/torikichi/book/
		・地形 ・地質 ・地層
	生態系	・国土数値情報（国土交通省） http://nlftp.mlit.go.jp/ksi/ ・国土地理院地形図 http://mapps.gsi.go.jp/history.html ・地方公共団体のデータ ・現地調査、文献調査
		・水文・水質データベース（国土交通省） http://www1.river.go.jp/ ・地下水質測定結果（環境省） http://www.env.go.jp/water/chikasui/index.html ・地下水マップ（水基本調査）（国土交通省） https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/w_national_map_cw.html ・地下水ブックガイド（日本地下水学会、WEB 公開） http://www.iagh.jp/ip/g/activities/torikichi/book/ ・地方公共団体のデータ
		・地盤沈下 等
	生態系	・全国の地盤沈下地域の概況（環境省） https://www.env.go.jp/water/jiban/chinka.html ・全国地盤環境情報ディレクトリ（環境省） http://www.env.go.jp/water/jiban/directory/index.html
		・自然環境
		・水辺の生態系
		・外来生物の分布・生息状況等

収集する情報及び入手先の例(2)

情報項目			情報の入手先等
社会特性	土地利用等の状況	・土地利用	・国土数値情報（国土交通省） http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b.html ・国土地理院、地方公共団体の土地利用関係図
		・土地利用関連計画	・国土利用計画（地方公共団体） ・土地利用基本計画（地方公共団体） ・都市計画マスタープラン（地方公共団体等）
		・農地、森林の管理状況 等	・地域森林計画書、市町村森林整備計画書（地方公共団体等） ・eMAFF 農地ナビ (https://map.maff.go.jp/)
	人口・産業の状況	・人口 ・世帯数 ・年齢構成	・市町村等の人口データ ・地域メッシュ統計（総務省統計局） https://www.stat.go.jp/data/mesh/index.html
		・産業別の事業者数、従業員数 ・工業出荷額 等	・工業統計他 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html ・地方公共団体のデータ
	水利用の動向	・農業用水	・水利台帳（国土交通省、地方公共団体） ・農業用地下水利用実態調査（農林水産省、地方公共団体） ・地方公共団体等データ
		・水道給水状況	・水道統計（日本水道協会、地方公共団体等） ・水利台帳（国土交通省、地方公共団体） ・地方公共団体のデータ
		・工業用水	・工業統計表（経済産業省、地方公共団体等） ・水利台帳（国土交通省、地方公共団体） ・地方公共団体のデータ
		・用途別の地下水採取量	・水道統計 ・工業統計 ・地方公共団体のデータ ・保健所のデータ
		・その他の用水	・地方公共団体のデータ及び関連資料 ・水利台帳（国土交通省、地方公共団体）
		・下水処理再生水利用状況	・地方公共団体のデータ
		・雨水利用状況 等	・地方公共団体のデータ

収集する情報及び入手先の例(3)

情報項目		情報の入手先
社会特性	上下水道、河川や水路の整備状況	河川、水路の整備、維持管理状況
		・河川整備計画（国土交通省、地方公共団体等） http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map4
		水道の整備状況
		・水道統計（日本水道協会） ・地方公共団体のデータ
		下水道の整備状況、整備計画
		・地方公共団体のデータ
		汚水処理人口普及率
		・地方公共団体のデータ
	地域の水文化	上下水道事業の運営状況
		・地方公共団体のデータ
		雨水貯留、浸透施設の普及状況
法令等	条例・計画	・地方公共団体のデータ
		災害時に利用可能な水源等
		・地方公共団体のデータ
		水に関わる歴史・文化
		・文献（市町村史等） ・ヒアリング ・アンケート
		地域住民の水との関わり、関心度
		・地方公共団体のデータ
	法令等	地域住民による水環境改善の取組状況 等
		・市民団体の活動報告書 ・ヒアリング ・アンケート
	条例・計画	水循環
		・水循環基本法 https://www.mlit.go.jp/common/001047785.pdf ・水循環基本計画 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/kihon_keikaku.html
		水質
		・水質汚濁防止法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000138 ・環境基本法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405AC0000000091 ・湖沼水質保全特別措置法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=359AC0000000061 ・環境基本計画 https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/ ・環境基準 http://www.env.go.jp/kijun/index.html ・地方公共団体のデータ
		森林
		・森林法 ・森林・林業基本法 ・地方公共団体のデータ
		河川
	まちづくり	・河川整備基本方針 ・河川整備計画 http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map4 ・地方公共団体のデータ
		・都市計画法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000100 ・都市計画マスタープラン（市町村）
		生物
	生物	・生物多様性地域戦略 ・地方公共団体のデータ

出典：内閣官房水循環政策本部事務局 流域マネジメントの手引き 改定版（令和6年1月）

(2) 水循環に関する課題把握

○収集した情報から、例えば以下に示すような内容について、水循環の課題の把握を行います。地域住民等の意見を聴いたり、過去及び現在の状況を比較することも課題を明らかにする上で有効です。

課題設定の事例

水循環の課題の例	特定された課題の例
貯留・涵養機能の維持及び向上	間伐等の手入れが不十分な人工林や下草刈り等の管理が行われていない里山林において水源涵養機能の低下が懸念される
水の適正かつ有効な利用の促進等	〇〇流域の水需要は広域的な供給量は確保されているものの、地域的に不足する箇所が存在 - 温暖少雨の気候特性から、渇水が頻発しており、給水制限が〇日間、断水が〇日間続いた平成〇年の異常渇水をはじめ、〇年、〇年には〇〇ダム貯水率が〇%となり、長期間の取水制限を余儀なくされるなど、市民生活への影響が生じている 〇〇流域では昭和42年～平成20年の間に8回の渇水被害が発生 - 県内にある16基のダムのうち、12基は築造後50年以上が経過
雨水・再生水の利用促進	- 雨水浸透機能の回復や緑地の保全、回復が不十分 - 雨水、下水再生水などの利用による水源の多様化が進んでいない
持続的な地下水の保全と利用の推進	- 地下水採取量の増加 - 経年的に地下水位の低下や地盤沈下が起きている - 井戸や湧水の枯渇が増加している - 都市化の進展、営農の変化等により、地下水涵養量が減少している - 地下水障害（水質悪化等）
災害への対応	- 近年の都市域における異常な豪雨による新たな都市型水害の発生 - 流域の市街化に伴う降雨時の流出量増加、低地における土地利用の高度化により被害ポテンシャルの増大 - 流出量の増大と洪水到達時間の短縮 - 上流域の市街化により河川への流出量が増大 - 下流域で破堤が生じた場合、短時間のうちに市街地が浸水し、生命及び財産の甚大な被害の発生が危惧される - 河川とまちの防災施設における相互連携・活用の視点の欠如 - 震災、火災時での河川の位置づけが不明確 - 消防水利などにおける河川水の活用が困難
水循環と地球温暖化	- 降水量及び降雨強度の増大、気象変動の極端化、海面上昇等の外力変化 - 異常気象の頻発化による水害の増加、水資源、健康、生態系、食料生産等への悪影響
水環境	- 本川の低水流量は豊富だが、支川や水路の平常時流量が減少 - 正常流量の設定がされていないため、適正な流水についての調査検討が必要 - 市街地内の支川や水路は平常流量が少ない - 都市化の影響などにより、汚濁が改善されない箇所もある - 都市化の影響などにより、降雨流出初期の水質汚濁が顕著 - 河川、湖沼等の公共用水域の水質は概ね良好であるが、〇〇地点の〇〇汚染などへの対応が課題 - 湖沼で、アオコの発生日数・発生水域数に大きな減少が認められない（琵琶湖） - 河畔林の役割と重要性（土砂や濁水の抑制、日射の遮断等）の理解を促す必要（鏡川） - 貧酸素水域拡大による底生生物への影響（諏訪湖）
水循環と生態系	- 動植物の生息・生育環境の劣化や水辺空間の減少などによる生息・生育環境消失がみられる - 開発等による流域の自然地の減少、分断 - 川との生態的なつながりの消滅 - 外来種などによる生態系の攪乱、在来種・希少種の減少 - 水草・藻類の異常繁茂が生じ、除去・抑制・発生防止方法の検討が必要（琵琶湖・鏡川） - カワウの増加による樹木の枝折れや枯死、漁業被害（琵琶湖・鏡川） - 湖水の水位操作による在来生物への影響（琵琶湖）
水辺空間	- 水辺へのアクセスが困難（堤防・護岸が高く河川に近づきにくいなど） - 都市化による水系や流域を意識したくらしの喪失 - 宅地化等によりため池などの水辺空間が減少している - 上下水道の普及によるパイプライン化や水路の暗渠化 - 河川改修によって河床形態が大きく変化し、自然に近い河床形態の復元が課題（鏡川） - 上中流域での景観への配慮が十分な開発等による、景観の質の低下傾向（鏡川）
水文化	都市化による水系や流域を意識したくらしの喪失

	• 市民の水利用、水環境保全に関する関心の低下 • 地域に住む人々により育まれてきた水文化が埋もれ、途絶える懸念がある • 流域の水循環や川の歴史・文化等について、県民に対して十分に浸透していない。
地域振興	• 沿川の活力が低下している • 沿川住民の人口が減少している
水インフラ	• 水道施設の耐震化及び老朽化 • 下水道施設の老朽化 • 農業水利施設の老朽化

出典：内閣官房水循環政策本部事務局 流域マネジメントの手引き 改定版（令和6年1月）

【STEP2】 雨水の利用の目的の設定

- 地域の水循環の課題整理を踏まえ、課題の解決策として実施する雨水の利用の目的を設定します。なお、流域水循環計画などの上位計画で水循環の維持・保全に関する理念や基本方針が設定されている場合には、これを踏襲することも考えられます。
- 目的を設定し、その実現に向けて地域の関係者（行政、事業者、住民等）が共通認識を持って取り組むことが重要です。
- 以下に、想定される地域の水循環の課題と雨水の利用の目的を例示します。これらの目的は、他の施策と合わせて複数設定されている事例が多いです。

《雨水の利用の目的の設定例》

水循環の課題	雨水の利用の目的
水源が不足しており、渇水リスクが大きい。	水資源の有効利用の一環として、雨水利用を推進し、水需要量の抑制を図る。
大規模地震時の水道の断水リスクに備え、非常用の水源の確保が必要である。	震災対策として、非常用水源を確保する。
都市化の進展に伴い、洪水ピーク流量の増大や洪水到達時間が早まっており、河川の氾濫や内水氾濫のリスクが増大している。	雨水の流出抑制対策として、雨水の貯留・浸透対策を促進させる。
湧水の減少・枯渇により、地域の水文化が衰退している。湧水を資源とした水文化の復活や地域の活性化が望まれている。	浸透能力の回復による地下水位と湧水の回復を目指す。
都市化の進展で緑地や水面面積が減少し、真夏日日数が増加している。	ヒートアイランド対策として、雨水の散水利用を推進する。

【参考】 地方公共団体における雨水の利用の目的事例

既に地方公共団体で取り組まれている条例や要綱等による雨水利用の目的事例として、以下のものがあります。

- ・ 平常時の水資源、散水利用
- ・ 渇水の防止、防火用水利用
- ・ 雨水の流出抑制、浸水被害の軽減、都市型水害の軽減、総合治水対策
- ・ ヒートアイランド対策
- ・ 湧水／地下水の保全・回復、地域水循環の再生、水源の保全、水循環・環境意識の高揚

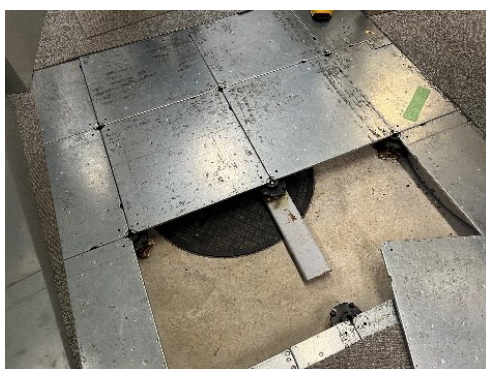
【参考】災害時の代替水源としての雨水の活用について

令和6年能登半島地震では、上下水道等のインフラが被災し、生活水の確保が課題となりました。そのような中で、平常時から雨水をトイレ洗浄水として活用していた能登空港ビルでは、約1ヶ月続いた断水時でも、雨水のみで1日約3,000人（推定）の避難者、地域住民、支援者等が水洗トイレの使用を継続できました。

平常時から公共性の高い建築物の地下に雨水貯留槽を備え、トイレ洗浄水に使用することで、災害時でも避難者等の水洗トイレの使用が可能となり、衛生環境の向上に寄与することができます。避難所となりうる公共施設への平常時からの雨水利用を積極的に推進していくことが重要です。

〔令和6年能登半島地震 能登空港ビル等での雨水利用について〕

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_frl_000059.html



能登空港ビルの雨水貯留槽

【参考】雨水の利用の推進事例

雨水の利用の目的	雨水の貯留・浸透（武蔵野市）
概要	武蔵野市では、下水を放流する河川が市内になく、下流域の自治体への負担軽減のため、市内での雨水貯留・浸透を進めていく必要があります。健全な水循環と総合治水対策の一環で、雨水タンクに対する助成制度等を実施しています。
URL	https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/jogesuido/gesuido/1005726.html



レインガーデン(武蔵野クリーンセンター)



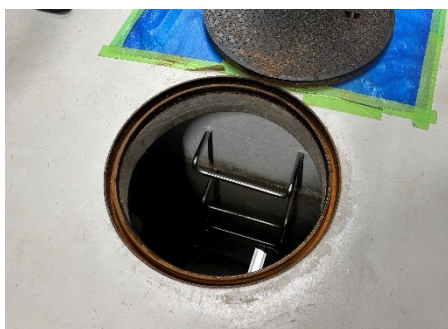
雨水タンク



雨水浸透ます

写真提供: 武蔵野市

雨水の利用の目的	災害時の活動拠点（京都市）
概要	京都市上下水道局太秦庁舎では、災害時の活動拠点として庁舎機能を維持するため、雨水利用水槽を活用し、平常時からトイレ洗浄水や散水に使用しています。



雨水利用水槽



雨水ろ過装置及び消毒装置

写真提供：京都市

雨水の利用の目的	地下水の保全（熊本市）
概要	水道水源の100%を地下水で賄っている熊本市では、地下水保全対策の一つとして、雨水貯留施設の設置を推進しており、不用浄化槽の雨水貯留槽への転用、雨水貯留タンクの新設に対する設置費の補助のほか、節水学習の一環として市立の小・中学校全てに雨水貯留タンクを設置しています。
URL	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/ki_ji00320458/index.html



雨水貯留タンクの設置例

写真提供：熊本市

[STEP3] 雨水の利用の方法の検討

- STEP1 の地域の水循環に関する課題や要因の検討・整理を踏まえて、雨水の利用の方法（雨水利用の用途、雨水利用施設）を定める対象地域の範囲を設定し、対象地域ごとに当該方法を定めます。
- STEP2 で設定した雨水の利用の目的及び地域の実情を踏まえて、①行政自らの取組、②事業者による取組、③住民による取組について、雨水の利用の方法を検討します。
- 想定される雨水の利用の方法（これまでの取組事例を参考）を以下に例示します。

①行政自らの取組例

- ・新たに建設する公共施設では雨水貯留施設を設置し、水洗便所、清掃用水、雑用水、防火用水等に利用
- ・公園地下等に雨水貯留施設を設置し、雨水の流出抑制及び散水等に利用
- ・夏期の環境対策として、一部区間の道路に雨水等による散水施設を設置

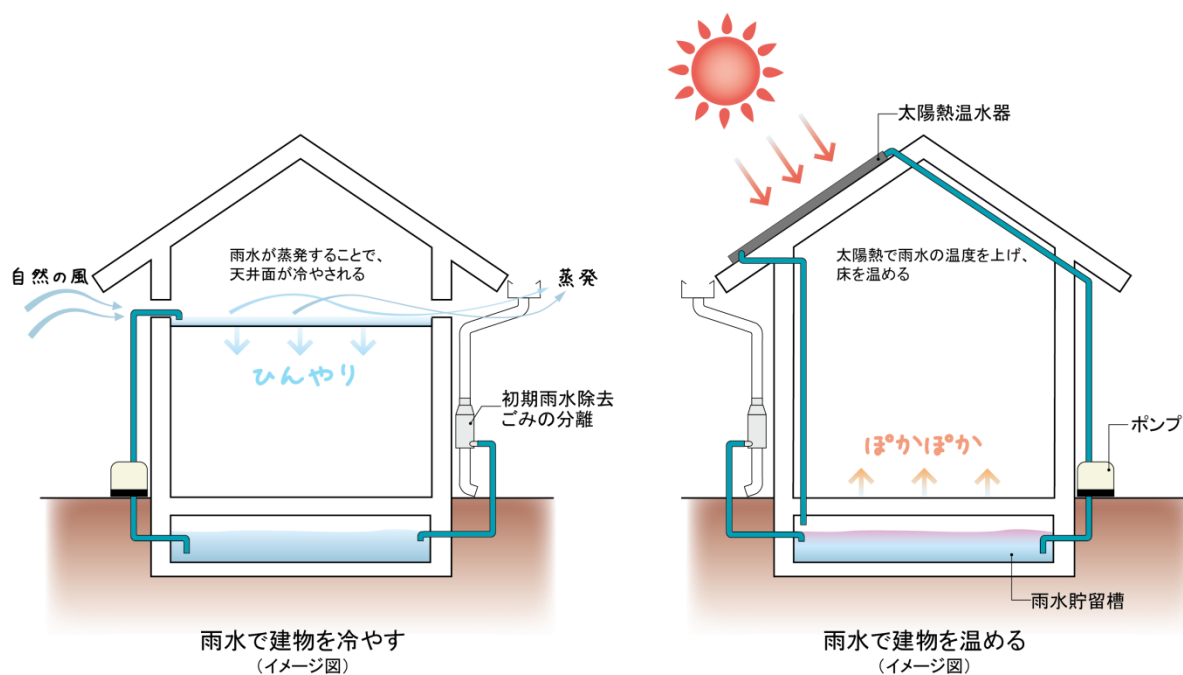
[雨水貯留浸透施設の導入事例]



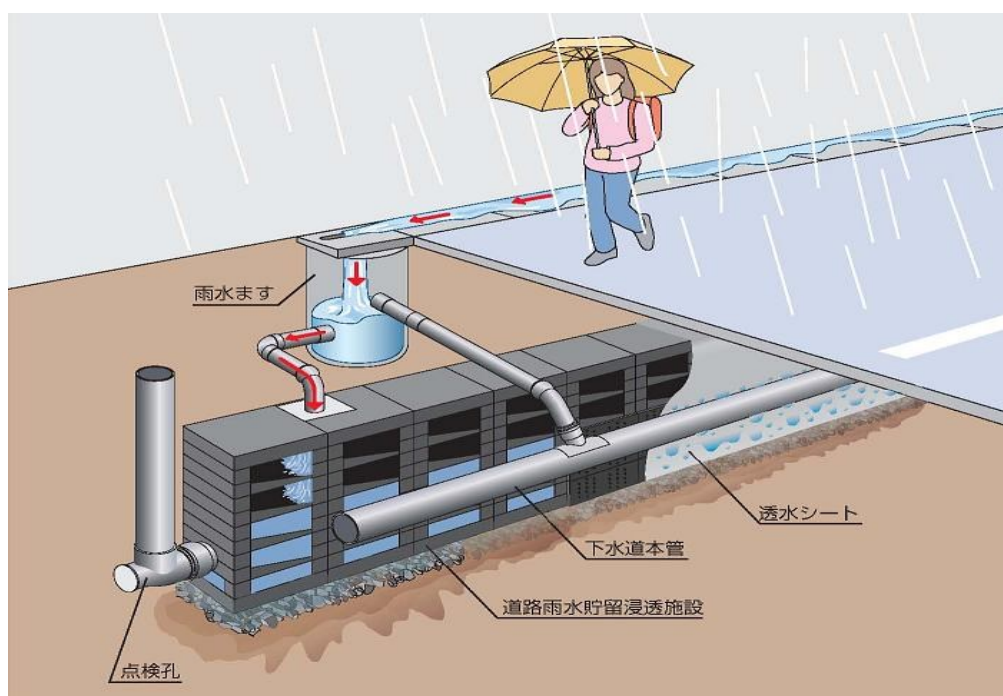
敷地内に降った雨水を、せせらぎに利用（綾瀬市役所）

写真提供：綾瀬市役所

[公共施設の雨水利用による温・涼房イメージ]



[道路雨水貯留浸透施設のイメージ]



出典：三鷹市合流式下水道改善計画資料

②事業者による取組の例

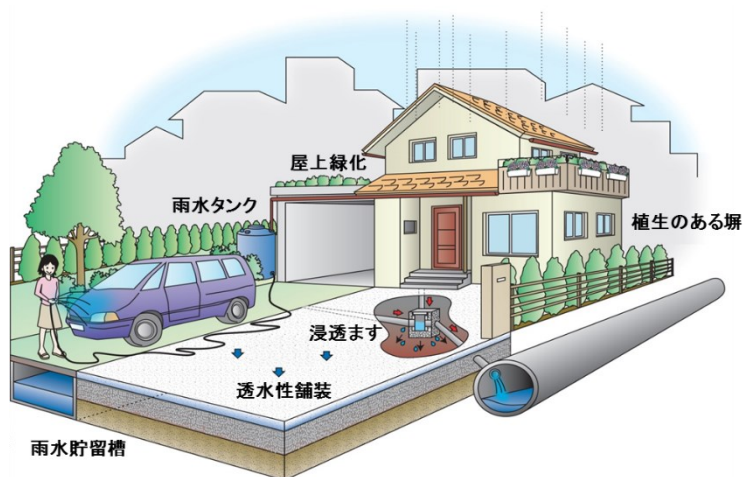
- ・一定規模以上の開発行為に対する、雨水貯留・浸透施設の設置の義務付けにより、雨水の流出抑制、雨水のビル用水利用（空調、トイレ等）、近隣地域の災害時等の非常用水源として活用
- ・一定規模以上の延床面積、雑用水量を有する建築物における雨水利用を推進
- ・エコ住宅における雨水利用を推進



雨水の利用施設の例

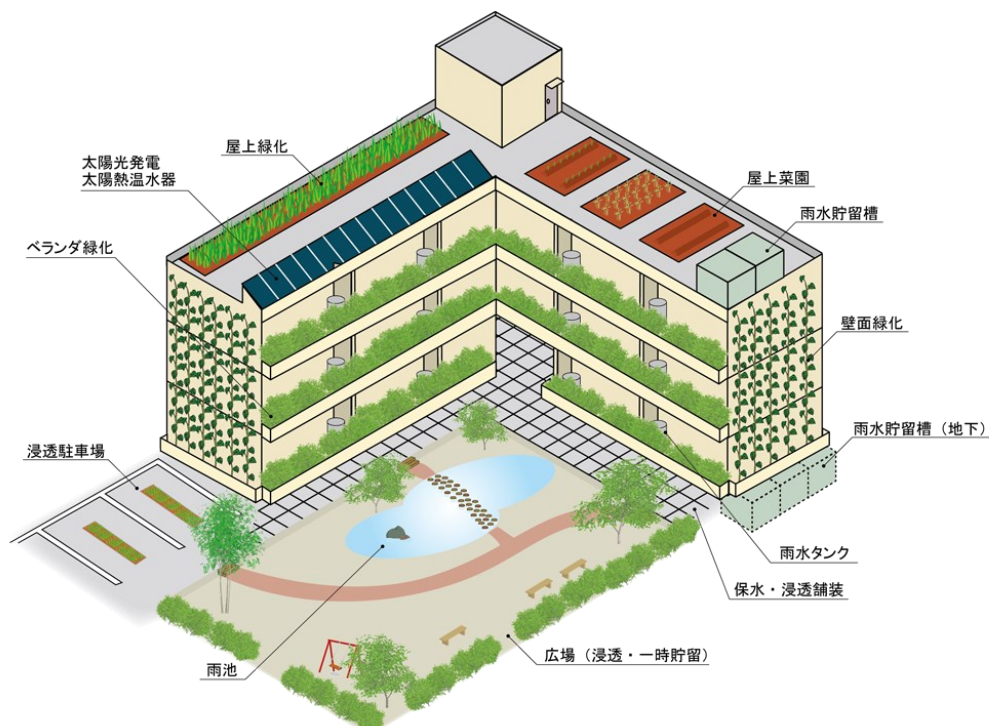
資料：国土交通省

[エコ住宅イメージ]



出典：「柳瀬川流域水循環マスタープラン 2005」. p41

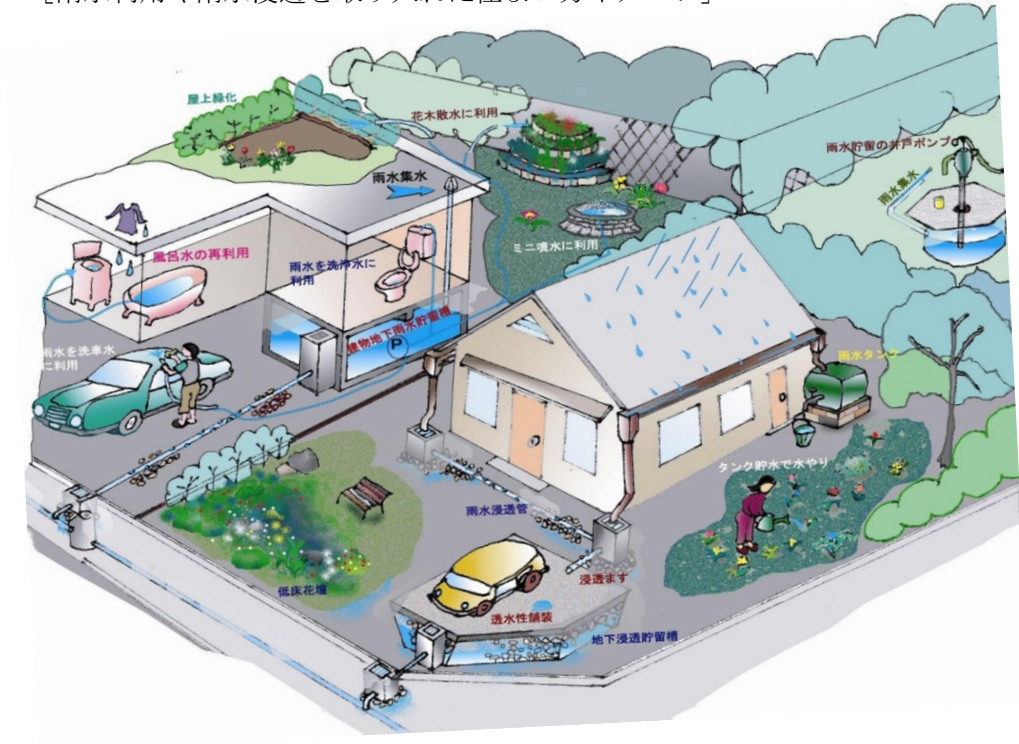
[集合住宅の雨水利用イメージ]



③住民による取組の例

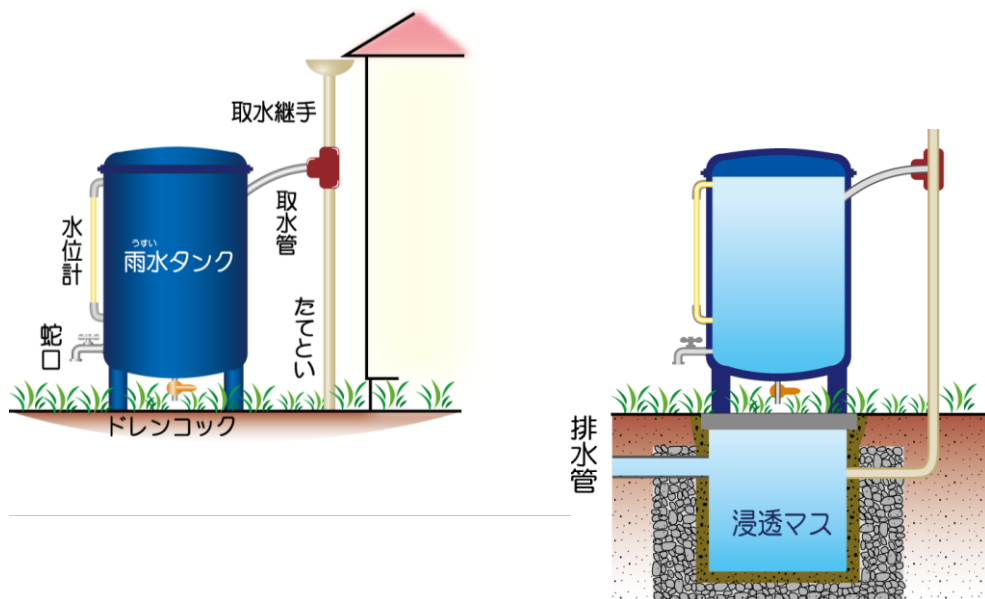
- ・個人住宅への雨水貯留タンクの設置を推進し、雨水の流出抑制、散水等に有効利用
- ・不要となった浄化槽の雨水貯留施設への転用を促進

[雨水利用や雨水浸透を取り入れた住まい方イメージ]



出典：(公社) 雨水貯留浸透技術協会

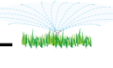
[家庭用の雨水タンクのイメージ]



出典：(公社) 雨水貯留浸透技術協会

- また、雨水の利用に関する法令、技術基準等を参考として、雨水の利用用途や雨水利用施設の特性を踏まえた、雨水の水質管理、衛生的環境への配慮、雨水の利用のための施設の維持管理等の留意点を整理します。
- 雨水の水質管理については、雨水の利用用途や形態等に応じて管理してください。雨水の利用のための施設において処理された雨水の水質は、通常、飲用や清浄な水を必要とする用途には適していません。

[雨水の使い方と水質調整イメージ]

		制 菌		
		A 消毒・殺菌	B 除 菌	C そのまま
整 雨 レ ベ ル	I 雨を集めてそのまま利用する			庭木等への水やり、打ち水、散水、泥落とし、浸透、雨池、ビオトープ池 
	II 粗いゴミや初期雨水を除去して利用する			器具等の下洗い、洗浄、清掃 
	III 沈殿やろ過等で砂や泥質等を十分に除去して利用する		冷却水、スプリンクラー 	トイレの流し水、非常用水、洗濯 
	IV 活性炭や高性能フィルター等で、一部の溶存物質やコロイド成分を十分に除去して利用する	洗面、シャワー、調理、飲用 	風呂 	

出典：日本建築学会「雨水活用建築ガイドライン」を元に事務局作成

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 2 条第 1 項の特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理基準により適切に水質を管理してください。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC1000000020>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/>

【参考】関連する取組等

○ 「雨水利用・排水再利用設備計画基準」

官庁施設を対象として策定された技術基準で、雨水利用設備及び排水再利用設備の基本計画、実施設計、施工及び維持管理に関する技術的事項を定め、貴重な水資源の合理的な利用の促進を図り、あわせて下水道等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的としています。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk7_000005.html

○ 「水防法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 22 号）」における下水道法の一部改正

平成 27 年 7 月に改正下水道法が施行され、「浸水被害対策区域」制度が創設されました。これは、都市機能が集積した地区において、民間の再開発等にあわせて、官民連携による浸水対策を実施することが効率的な区域を下水道管理者である地方公共団体が条例で指定することができることとするもので、民間に対し、雨水貯留浸透施設の設置の義務付けや、民間が設置する雨水貯留施設等の整備や管理に係る費用の支援等が可能となりました。

<https://www.mlit.go.jp/river/suibou/suibouhou.html>

○ 「雨水活用技術規準」

本規準は、雨水の活用によって治水及び防災に寄与するとともに、利用の促進と環境への配慮を行うための「蓄雨技術」の普及を図ることを目的として、平成 28 年 3 月に日本建築学会により取りまとめられました。

雨水の利用の目的に応じた蓄雨の技術、施設の種類に応じた蓄雨の考え方、雨水活用の評価方法、雨水活用事例が取りまとめられており、雨水の利用の方法を検討する上で参考となります。

注)「蓄雨（ちくう）」とは、雨水活用を行うために“雨をとどめる”ことで、「防災蓄雨」、「治水蓄雨」、「環境蓄雨」、「利水蓄雨」で構成されています。

<http://www.aij.or.jp/jpn/books/pdf/3627.pdf>

○ グリーンインフラの推進

雨水を一時的に貯めてゆっくり地中へ浸透させ、水質浄化や修景機能も併せ持つ「雨庭」の整備など、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の社会実装により、生態系の保全、雨水貯留・浸透等による防災・減災対策の推進、地域のにぎわいづくり等の多面的な地域課題の複合的解決を図ることが期待されています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000015.html

〔世田谷区の実施事例〕

世田谷区では、昭和50年代から雨水貯留浸透施設の設置を進めるとともに、雨水浸透ますや雨水タンクの普及を呼びかけるなど、官民連携して豪雨対策に取り組んでいます。また、近年では、グリーンインフラを「自然が持つ様々な機能を積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと。」と捉え、「世田谷区みどりの基本計画」、「世田谷区豪雨対策行動計画」や「世田谷区環境基本計画」などに盛り込み、みどりの保全や豪雨対策を推進しています。さらに、グリーンインフラの考え方に基づいて整備した施設とその機能について「せたがやグリーンインフラライブラリー」としてホームページで紹介しているほか、令和6年3月に「せたがやグリーンインフラガイドライン」を策定するなど、グリーンインフラの取組を推進しています。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03666/4535.html>



資料提供：世田谷区

○ 流域治水の推進

気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等をより一層加速するとともに、流域に係る地方公共団体、地域の企業、住民の方々など、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を進めています。

流域治水の一環として、雨水貯留施設等の整備やため池等の治水利用など、雨水貯留機能を拡大させる取組について、これまで地方公共団体のみが対象者であった流域貯留浸透事業（防災・安全交付金）について、民間事業者等も交付対象とする支援の拡充（国の補助率：最大1/3）を行いました。

さらに、流域治水の実効性を高め強力に推進するための法的枠組である通称「流域治水関連法」（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号））が整備され、全国で特定都市河川の指定が進められています。

特定都市河川流域では、田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないように、一定規模以上の当該開発等に対して貯留施設等を整備することが法律で義務付けられるほか、法律の義務付けによるもの以外で、雨水を貯留し水害リスクを減ら

す雨水貯留施設等の整備について、国の補助の拡充（補助率 1/2）、固定資産税の特例措置、設置した施設を公共により管理できる制度を創設し、地方公共団体や民間事業者等に雨水貯留施設等の設置の促進を図ることとしています。

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html>



流域治水イメージ図

○ 流域総合水管理の展開等

令和 6 年 8 月 30 日に閣議決定された水循環基本計画においては、重点的に取り組む主な内容のうちの 1 つに「代替性・多重性等による安定した水供給の確保」が位置付けられ、非常時に雨水等が有効活用された令和 6 年能登半島地震を踏まえ、雨水等の代替水源の有効活用を推進することとされました。また、同計画においては、あらゆる関係者が協働して流域治水、水利用及び流域環境の保全等に一体的に取り組み、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を目指す「流域総合水管理」を促進し、全国へ展開することとされました。「流域総合水管理」の展開において、雨水の利用も重要な役割を果たすことが期待されます。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/about/basic_plan.html

【参考】雨水利用の事例

- 国土交通省では、全国の雨水利用の分かりやすい事例について、建物等の概要、雨水利用施設の構造概要、雨水利用の状況、メリット等を一覧に整理し、雨水利用事例集として公表しています。

[雨水利用事例集]

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000056.html

- 下水道施設における雨水利用の各地の取組を公表しています。

[下水道施設における雨水（あまみず）利用に関する事例集]

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000431.html

[STEP4] 雨水の利用の推進に関する施策の検討

- 雨水の利用を計画的に推進するためには、雨水利用施設の設置目標や計画期間を設定し、それらを周知することにより、行政、民間事業者、住民等が連携して取組を進めることが有効です。
- また、地方公共団体自らが率先して雨水の利用を推進し、民間事業者や住民への波及を図ることが重要です。
- このため、雨水の利用の目的と利用の方法、他の計画に位置付けられた施策等を踏まえ、雨水利用施設の設置目標を設定します。なお、目標設定に当たっては、関連する技術基準等を参考に、建築物等の構造や敷地条件、コスト、地域性、設置後の維持管理等に十分配慮して検討することが必要です。
- 以下に目標の設定例を示します。

雨水利用の目的	雨水利用施設の設置目標の設定(例)
雨水の流出抑制	・ 例えば、治水対策事業の一環として、時間〇〇mm降雨相当分の雨水流出抑制を、雨水貯留浸透施設により対応 ・ 上位計画の中で、雨水の貯留施設の設置目標を行政、民間開発分として〇〇m³と設定 ・ 宅地開発に係る土地からの流出相当量の半分を貯留槽の設置により対応
地下水の保全	・ 宅地化等により失われる涵養機能を補完するため、将来の目標涵養量を設定し、公共施設、住宅、民間事業所等の雨水浸透施設の設置を推進 ※定期的に取組状況の把握・検証を行う ・ 環境基本計画等により雨水利用施設の設置件数を設定
水資源の有効利用	・ 助成事業における雨水貯留タンクの設置目標を設定 ・ 浄化槽の雨水貯留施設への転用件数の目標値を設定
平常時の節水、災害時の代替水源	・ 地域の中核となる公共施設について、新築時に、施設の利用形態に応じた雨水利用施設を設置

- 目標の設定に当たっては、都道府県にあっては国、市町村にあっては国及び都道府県が、連携・協力して助言する体制を整えます。
- 民間事業者及び住民による雨水の利用の推進については、これまでも多くの地方公共団体で条例・要綱等による取組が進められています。これらの事例を参考にしつつ、地方公共団体の実情に応じた施策を検討します。

○ 雨水の利用に向けた事業者及び住民の自発的な努力を促していくためには、雨水の利用に関する理解の醸成が不可欠です。

このため、普及啓発のための広報活動について検討します。広報活動には以下のような事例が参考となります。

- ・パンフレット、マンガ、動画等による PR
- ・庁舎等での雨水貯留タンクの展示や PR 看板の設置
- ・環境フェスティバル等のイベントで周知活動
- ・雨水利用を実施している公共施設での表示による PR

【参考】雨水の利用に関する助成制度

全国およそ 300 の地方公共団体で、雨水タンクや雨水浸透ますの設置などの雨水利用に対して助成制度を設けており、国土交通省水管理・国土保全局水資源部のホームページでは一覧表を公表しています。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tkl_000056.html

4. 国への相談等

○都道府県方針又は市町村計画は、それを策定する際、国の認定等を受ける必要はありません。

○しかしながら、都道府県計画及び市町村計画は、国の基本方針と調和が保たれたものとする必要があります。

○国は、雨水の利用のための施設の規模や用途、経済性等に関する実態調査及びその結果の体系的整理・公表、雨水の利用に関する先導的な取組等や雨水の利用のための施設の設置に資する国や地方公共団体、事業者及び国民等の施策の収集・公表、調査研究、技術者及び研究者の育成等を推進するものとしています。

○また、国は、地方公共団体自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の設定に対しての助言や必要な支援等を行う役割があります。

○このため、国においては、以下の相談窓口を設置することとしていますので、地方公共団体においては、都道府県方針、市町村計画の策定に当たって相談等が必要な場合には、以下の窓口にご連絡ください。

○また、国においては、全国の雨水の利用の推進に関する情報を収集し、国の施策への反映の検討や、ホームページ等を活用した地方公共団体等への情報提供を行うため、地方公共団体において策定が完了した場合は、相談窓口への連絡をお願いします。

【参考】雨水の利用の推進に関する都道府県方針・市町村計画

国土交通省水管理・国土保全局水資源部では、全国の雨水の利用に関する方針等の内容を確認し、「雨水の利用の推進に関する都道府県方針・市町村計画」として公表しています。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000063.html

【雨水の利用の推進に関する相談窓口】

国土交通省 水管理・国土保全局

水資源部 水資源政策課

住所：東京都千代田区霞が関2－1－3

電話：03-5253-8386

おわりに

- 人為的な活動や気候変動等による水循環の変化は、今後、様々な弊害を生じさせる懸念があり、水循環の適正化の取組は、国、地方公共団体、事業者、国民が正しい課題認識を持って取り組む必要があります。
- このような背景から、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成 26 年 7 月に水循環基本法が施行されました。また同時に、内閣総理大臣を本部長とする水循環政策本部が発足するとともに、水循環政策本部事務局の設置など水循環の適正化に向けた推進体制が整備され、総合的な取組が行われています。
- 雨水の利用についても、水循環の適正化に向けた総合的な取組の一環として推進されるものです。
- これまでも多くの地方公共団体において、雨水の利用の取組が実施されてきましたが、今後は、明確な目標のもと、関係者が連携し、計画的にその推進を図っていくことが求められています。
- 雨水法の施行及び基本方針の決定後、都道府県方針や市町村計画を策定・公表した地方公共団体は、まだ数少ない状況です。
- 本ガイドラインを参考として、雨水の利用の推進に関する計画の策定及び計画的な実施に取り組まれることが期待されます。
- なお、本ガイドラインについては、今後とも国において、雨水利用の取組事例や技術動向等の情報収集を進めつつ、地方公共団体の実務担当者のご意見も頂きながら、より使いやすく、実用的なガイドラインとなるよう、必要に応じて改定も検討していくこととしています。

(別紙 1) 雨水の利用の推進に関する法律 (平成 26 年法律第 17 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水の利用」とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用すること（消火のための使用その他災害時における使用に備えて確保することを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものにより供給される水の原水として使用することを除く。

一 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設

二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業により整備される農業用用水路

三 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

(国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 国及び独立行政法人等は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、雨水の利用の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 雨水の利用の推進の意義に関する事項

二 雨水の利用の方法（これに係る雨水の貯留の方法を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

三 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

四 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

五 その他雨水の利用の推進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県方針)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針（以下この条及び次条第一項において「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに異なる場合にあつては、当該地域ごとの方法）に関する基本的な事項

二 当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

三 その他当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する重要事項

3 都道府県は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村計画)

第九条 市町村は、基本方針（都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針）に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画（以下この条において「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに

異なる場合にあつては、当該地域ごとの方法)

二 当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する施策の実施に係る事項

三 その他当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する重要事項

3 市町村は、市町村計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三章 雨水の利用の推進に関する施策

(国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十条 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の目標を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の目標の変更について準用する。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条第一項の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第十二条 国及び地方公共団体は、災害時における身近な水源としての雨水の有用性を含め、雨水の利用に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(調査研究の推進等及び技術者等の育成)

第十三条 国は、雨水の利用を効果的に推進するため、雨水の利用に係る技術、雨水の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究等の推進及びその成果の普及に努めるとともに、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成に努めなければならない。

(特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用の推進)

第十四条 政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による助成)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(別紙 2) 雨水の利用の推進に関する基本方針

(平成 27 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 311 号)

本基本方針は、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、雨水の利用の推進の意義に関する事項、雨水の利用の方法に関する基本的な事項、健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項、雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項及びその他雨水の利用の推進に関する重要事項を定めるものであり、本基本方針に基づき国及び独立行政法人等（法第 2 条第 2 項の法人を定める政令（平成 26 年政令第 172 号）に定める法人）は自らの雨水の利用を推進するものとする。

地方公共団体、地方独立行政法人は、本基本方針を参考として、雨水の利用の推進に努めるものとする。また、事業者及び国民は、本基本方針を参考として、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 1 雨水の利用の推進の意義に関する事項

「雨水の利用」とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用、その他の用途に使用することをいう。

「雨水を一時的に貯留するための施設」とは、建築物やその他の工作物（以下、「建築物等」という。）、下水道等に設置される施設をいう。

「雨水の利用のための施設」とは、集水した雨水の一時的な貯留、利用用途に応じた水質の処理、利用用途先への供給等を行うための個々又は一連の施設をいう。

「雨水の利用の推進」とは、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とした取組を積極的に実施することをいう。

雨水の利用は、以下の 5 点に資することが期待できる。

- ・ 平常時における水資源の有効な利用に資することのみならず、緊急時の水洗便所の用、散水の用及び消火のための用途等に利用可能であるなど、緊急時の代替水源
- ・ 渇水時において貯水施設の集水域に降雨がない場合であっても、下流域に部分的な降雨があれば当該箇所においては自立分散型の水資源
- ・ 下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制への寄与
- ・ 散水等に利用することにより、夏季の暑さ対策への寄与
- ・ 雨水の利用のための施設に浸透機能を併用することにより、地下水の涵養を図るなど、健全な水循環の維持・回復への寄与

第 2 雨水の利用の方法に関する基本的な事項

1 雨水の利用の用途

雨水の利用の用途としては、水洗便所、散水の用途以外に、清掃用水、環境用水、消火や災害時の使用に備えるいわゆる防災用水として確保しておくことなど幅広い用途が想定される。

2 雨水の利用のための施設

雨水の利用のための施設の概要及びその設置にあたっての留意点は以下のとおりである。

なお、施設の設置場所や目的等に応じて、建築基準法（昭和25年法律第201号）や下水道法（昭和33年法律第79号）をはじめとする関係法令等の規定に従う必要がある。

（1）集水施設

集水施設は、集水場所に降った雨水を受け、それを処理や貯留するための施設に導くものである。雨水の集水は、通常、建築物等の屋根面等の比較的清浄な部位において行われる。これは雨水を良質な状態で集水することで水質処理の負担を軽減し、設置や維持管理に要するコストの低減を図るためである。より多くの雨水を利用するためには大きな集水面積を確保する必要があるが、土砂等の汚濁物質が混入しやすい駐車場の地表面等を集水場所とする場合は、高度な水質処理が必要となる。

このため、集水場所の選定に当たっては、集水面積の確保の観点だけではなく、雨水の利用の用途に応じて必要とされる水質等を考慮して検討する。

また、集水した雨水の水質は、集水面の汚濁（鳥の糞、油等）、季節、降雨間隔等により影響を受けるが、特に降り始め直後の初期の雨水はこの影響が大きい。このため、必要に応じて、初期の雨水の排除について検討する。

（2）貯留施設

貯留施設は、雨水を利用用途先の需要に応じ供給するため、一時的に貯めるものである。貯留施設には、貯留槽や、下水道の雨水貯留管、雨水の利用量が比較的少ない場合には、小型のタンク等がある。

貯留槽の大きさは、雨水の集水量や利用量のほか、建築物等の構造、敷地の条件等に基づき検討する。

なお、貯留槽は、防水性、耐久性を有し、外部からのゴミ等の侵入を防止するほか、清掃等の維持管理が容易な構造・配置となるよう考慮する。

（3）処理施設

処理施設は、集水した雨水を利用の用途に応じて必要とされる水質に処理するものである。雨水の処理は、スクリーン等による落ち葉等の比較的大きなゴミの除去、沈殿・ろ過等による土砂等の細かな物質の除去、塩素消毒等による除菌・殺菌等の各処理を適宜組み合わせることにより行われるなど、簡易なものから高度なものまで多様な方式が存在する。処理方式の検討に当たっては、雨水の利用用途に応じた水質の確保のほか、施設の設置等に要するコストや維持管理のしやすさなどを考慮する。

（4）給水施設

給水施設は、処理した雨水を水洗便所等の利用用途先に供給するものであり、ポンプ、配管等の設備により構成される。処理した雨水を利用用途先に供給するための設備は、飲料水を供給するための設備と直接接続されることを防止するため、飲料水の設備とは区別した専用のものとしなければならない。

また、雨水の集水量が少なく、利用用途先への供給量の不足が想定される場合は、水道水を補給する。

(5) その他

貯留した雨水を災害時等の緊急時に使用することが想定される場合は、雨水の利用のための施設の耐震性等を確保するとともに、ポンプ等の雨水の利用のための施設を構成する設備の非常用電源を確保する。

第3 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

1 健康への悪影響の防止に配慮すべき事項

(1) 雨水の水質管理のあり方

雨水の水質管理は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項の特定建築物に該当する場合は、同法に基づく水質管理を適切に行うなど、雨水の利用用途や形態等に応じて、関係法令等により適切に管理する必要がある。

(2) 衛生的環境への配慮

雨水の利用のための施設において処理された雨水の水質は、通常、飲用や清浄な水を必要とする用途には適さない。このため、病院等の衛生上の管理が特に重要な建築物の場合において、雨水の利用のための施設の設置に当たっては、建築物等の利用者に対する健康面への影響について特に十分な検討が必要である。

また、不特定多数の者が直接、雨水を供給する水栓等を使用することが可能な場合は、児童等による誤飲・誤用の無いよう、水栓等の管理に十分な検討が必要である。

2 その他雨水の利用に際し配慮すべき事項

(1) 雨水の利用のための施設の維持管理

雨水の利用のための施設を構成する各機器の作動状況の確認及び損傷、劣化等の状況を点検し、必要に応じて補修をするなど、水質等を適切に維持するために適切な維持管理を行う必要がある。

また、屋上等の集水面に堆積している落ち葉等のゴミや塵埃、土砂等の清掃を行うほか、貯留槽等に沈殿している泥等の清掃を行い、関係法令に従い廃棄物として適切に処理する必要がある。

(2) 屋上緑化等への配慮

屋上等の集水面で緑化を行っている場合には、土壌の肥料等が集水した雨水の水質に大きく影響を与えることがある。このため、緑化を行っている建築物等の雨水の利用に当たっては、雨水の水質に十分な配慮が必要である。

第4 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

1 国及び独立行政法人等における自らの雨水の利用の推進

(1) 建築物等における雨水の利用のための施設の設置に関する考え方

雨水の利用のための施設の設置に当たっては、施設を設置する建築物等の構造や敷地等の条件のほか、コストや地域性等に十分配慮した上で施設の設置を推進する。なお、地下階を有するなど、その最下階床下に雨水を貯留することが可能な空間を有する建築物では、当該空間を活用した雨水の貯留が一般に広く行われていることから、この空間を活用した雨水の

利用のための施設の設置について積極的に検討する。

(2) 建築物を新たに建設する場合における雨水の利用のための施設の設置

国及び独立行政法人等の取組は、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民に対しての波及効果が見込まれることから、自らの雨水の利用のための施設の設置を推進する。

このため、国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。また、これに該当しない場合には、コスト等に考慮しつつ、自らの雨水の利用のための施設の設置について検討する。

ただし、国及び独立行政法人等が建設する建築物には、その事務又は事業に応じた多様な建築物があり、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適当な場合も想定されることから、雨水の利用のための施設の設置については、建築物の規模や用途、雨水の利用用途、コスト等を踏まえ個別に判断する。

なお、雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適当な建築物の考え方は、例えば以下の通りである。

- ・倉庫等で入居者や外来者が少なく、相当程度の雨水の利用を自ら行うことが想定されない建築物
- ・小規模な建築物、集合住宅等でその構造や空間構成上、雨水の利用のための施設の設置が困難な建築物
- ・病院等で清浄な水を必要とするほか、利用者の健康面への配慮から、環境衛生上、雨水の利用が不適当な建築物

また、コストについては、雨水の利用のための施設の設置に要するコストのみならず、維持管理に要するコストを含めたライフサイクルコストについても十分に検討する。

(3) その他建築物における雨水の利用のための施設の設置

既存の建築物については、多くの場合において、雨水の利用のための施設の設置を前提とした設計とはなっておらず、その形状や構造上の制約を受けることがある。このため、個々の建築物におけるコスト等の諸条件を十分に考慮した上で、雨水の利用のための施設の設置の検討に努めるものとする。

なお、自らが管理する建築物がない国及び独立行政法人等においては、雨水の利用の用途があり、かつ、雨水の利用のための施設が設置可能である場合には、雨水の利用の検討に努めるものとする。

2 地方公共団体等における雨水の利用の推進

地方公共団体は、雨水の利用を推進するため、法第8条に規定する都道府県方針（以下「都道府県方針」という。）、法第9条に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）の策定及び雨水の利用に関する普及啓発に努めるものとする。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、雨水の利用を推進するため、法第11条に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の設定に努めるものとする。

国は、都道府県の求めに応じて、都道府県方針の策定及び法第11条の目標の設定に対して助言するものとする。

また、国は、都道府県と連携・協力し、市町村の求めに応じて、市町村計画の策定及び法第 1 条の目標の設定に対して助言するものとする。

3 雨水の利用を推進するための国の支援等

国は、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民による雨水の利用を推進するため、必要な支援等に努めるものとする。

(1) 雨水の利用のための施設の設置に対する支援等

国は、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民による雨水の利用を推進するため、雨水の利用の効果や技術的な留意点等を取りまとめたガイドラインの策定等を推進する。

また、国は、雨水の利用のための施設の規模や用途、経済性等に関する実態調査及びその結果の体系的整理・公表、雨水の利用に関する先導的な取組等や雨水の利用のための施設の設置に資する国や地方公共団体、事業者及び国民等の施策の収集・公表等を推進する。

(2) 調査研究の推進等及び技術者等の育成

国は、産・学・NPO等と連携し、施設の設置コスト、維持管理コストの低減等に資するよう、建築物等における雨水の利用のための施設の効率的な配置計画、各設備・システムの規格の標準化、水質技術、維持管理基準、下水道における雨水の利用のための施設に係る規格等の調査研究を推進する。

国は、地方公共団体等と連携・協力し、国及び地方公共団体の職員等に対する講習会や研修等により、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成を推進する。

(3) 普及啓発

国は、雨水の利用に向けた事業者及び国民等の自発的な努力を促していくために雨水の利用に関する国民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、雨水の利用の意義や利用の方法等について、「水の日」（水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）第 10 条）、「水の週間」（昭和 52 年 5 月閣議了解）の機会も活用しつつ、積極的な広報活動に努めるものとする。

第 5 その他雨水の利用の推進に関する重要事項

1 雨水の利用の推進のための体制

国は、雨水の利用を効果的に推進していくため、関係省庁等連絡調整会議において連絡調整等を行い、調査研究や普及啓発等を推進する。

2 目標の達成状況の整理及び公表等

国は、法第 10 条に規定する国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の達成状況について取りまとめ公表するものとする。

3 基本方針の見直し

国は、雨水の利用を推進するため、本基本方針の実施状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。

（別紙３）国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標

（平成 27 年 3 月 10 日閣議決定）

雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を次のとおり定める。

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

ただし、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適當な建築物は除く。